

近畿学校保健学会通信

No. 7

昭和41年3月10日発行

第13回近畿学校保健学会事務局

大阪市天王寺区南河堀町43

大阪学芸大学 保健学教室

TEL 771 — 8131 内線 239

振替 大阪 12658

御 挨 拶

第13回近畿学校保健学会会長 伊 東 祐 一

昭和29年第一回の本学会大会を開催して以来、回を重ねる事今年で13回、三度大阪に開催地がめぐってまいりました。昨年神戸で開催された第12回大会には私は止むを得ぬ所用の為欠席致しましたが、その総会の席上明年は大阪で開催、そして不肖私を会長という事が決定されました事を前会長佐守教授からお伺いしたようなわけで、すでに決定済みであるからとの事でおことわりするすべもなく甚だ微力ながらお引き受けした次第であります。

お引き受けしたからには最善をつくして大会運営の衝に当たりたい所存でございますが、何と云っても会員諸賢の絶大な御援助なしには円滑に事を運ぶことはとうてい不可能と存じます。何卒よろしくお願い致します。短いとは云え13年の本会の歴史をふりかえってみますと迂余曲折いろいろと困難な問題にも遭遇致しましたが、これは一重に本会発展の一段階であったと感銘に絶えないものがあります。

今更ここに私が学校保健、保健教育の重要性を申し述べる必要はございませんが、只一言申し上げておきたい事は学校保健法の制定以来、それは不充分であるとは云え学校保健管理の面は相当の進歩をみました。これに比して保健教育の面は必ずしも過去十数年間に充実したとは考えられない点であります。このような観点から、今年の大会のテーマも「保健教育のあり方」とし、シンポジウムにとりあげました。大会開催までまだ数ヶ月ございますので、会員の皆様におかれても保健教育の面は勿論、広く学校保健の全分野にわたって平常の御研究の一端を御発表下され、第13回大会開催の成果を充分に発揮させていただきたいと存じます。

尚、特別講演については、過去半世紀にわたって学校保健のために挺身されてこられた斯界の權威、竹村博士をお願い致しました所、御多用中にもかかわらず御快諾を得て、「学校保健の動向と将来への示唆」と題する御講演をいただく事が出来ました事は幸甚の到りに存じます。

学会、こうあってほしい

京都大学教養部 教授 川 畑 愛 義

第13回近畿学校保健学会が大阪学大で初夏の6月ににぎにぎしく開催されることを何より喜ばしく、待遠しく思う。学会は学術陶冶の場であるとともに、多くの旧友や新友にあい、懇親できることも一つの楽しみであろう。それにしても学術発表の場ということがやはり第一義諦でなければならない。そして、それらの発表が会員や一般聴衆に充分理解されるということも重要な条件となるであろう。そこで私は来るべき近畿学校保健学会をより一層価値あり、意義あらしめるためにつぎのようなことを提案したいのであるが、どうであろうか。

1. 発表者は時間内にわかりやすく要点を述べる。学会といえど何か堅苦しいものを感じさせる場合が多いが、要は聞く人にわからせる点である。そのために表現はわかりやすく内容は高い方がよい。この際マイ

クの適正な使用も大切である。

2. 学校保健会を中心とする現場の第一線の教師や養護教諭、それから学校医、学校歯科医、学校薬剤師などあらゆる学校保健関係者の出演と参加が望ましい。

3. 研究所や大学などの先生方の研究成果も平易に発表さるべきである。

4. 討論は自由に活発に気兼ねなく行なわなければならない。御説ごもっともだけならばあなたがち学会の必要はないくらいであるはずなのに、わが国では討論が徹底的になされないのはいかんである。討論の相手に対しては敬愛と信頼の念をもって接すべきことはいうまでもない。

5. 発表の内容についてある程度予測し、その内容をうかがい、充分の理解と討論を行なうことができるために、発表のプログラムないし抄録はなるべく早く会員に送られるべきである。

6. 学会へ来たぬうちを高めるために特別講演、シンポジウム、パネルディスカッションなどは現場に役立つものであってほしい。

7. 会議には、ふんいきとかムードとかいうものも必要であるから皆がなるべく誘いあって多数出席することも重要である。

学校保健への疑義について

神戸大学教育学部 教育衛生学教室 教授 佐 守 信 男

学校保健とは、健康を保持増進することであるとよくいわれる。そして、健康とは、WHOの保健憲章の書き出しのくだりをもってきて、「肉体的にも精神的にも社会的にも完全に良好な状態をいう」という。

そういいながら、学校保健のやっていることは、疾病を予防したりケガを防止したりすることが主体であるようである。こういうことももちろん大切であろうが、これでは、肉体的に良好な状態をねらっていることになる。肉体的に良好な状態であれば、精神的にも社会的にも良好な状態になるという考えがあるとすれば、この考えは、あますぎる。そしてまた、たとえそうであっても、予防することが主体であれば、保持するという概念には当たるかもしれないけれど、増進するということには決してならない。

学校保健学会で、健康を保持増進するといううたい文句通りの方向での研究がどれだけ報告され討議され、また、学校現場で、その展開がなされているか。「学校保健は教育である」という言葉とともに、このことが、基本的に、私の「学校保健に対する疑義」である。

私は、健康を保持増進するという仕事は、人間らしく生きてゆける状態への「人間形成」であると考えている。そう考えると、これは、人間らしく生きてゆく能力の増進ということになり、これはまたまさしく教育ということになる。

生命尊重とよくいわれる。憲法第13条や第25条にうたわれている生命尊重も、ただ生命を守ることのようにとられる。しかし、教育界でいう生命尊重とは、人間らしく生きてゆく生命の尊重でなければならない。そう考えると、この生命尊重もまた、学校保健のめざす仕事であり、教育そのものであるということになる。とはいっても、この「学校保健のうたい文句」通りの研究や学校現場での展開はなかなかむずかしい。

しかし、学校保健が「いうこと」と「やっていること」が違うと、教育界から浮き上がるのは当然である。ただ、教育基本法第1条で健康な国民を育成することが教育の目的とうたわれているのであるから健康をめざす学校保健は教育そのものであるといっているだけでは、学校保健は、教育界からソッポをむかれるのは当然のことであろう。

このたび、伊東祐一教授のもとで行なわれる第13回近畿学校保健学会で、学校保健とは、「肉体的な健康を守ることなのである」とうたい文句を訂正して下さるか、うたい文句通り「健康を保持増進することである」「教育そのものである」として下さるか、いずれにしても、学校保健の姿勢を明らかにしていただければと、いま、私は大きな期待につつまれている。

近畿学校保健学会への願い

大阪府学校保健会 長 谷 川 等
大阪市学校医会 犬 島 明 雄

○学校保健の出発

昭和24年5月31日をもつて文部省体育局（当時局長東俊郎氏）は廃止された。その内部はそれぞれ分散し他の局に帰属されて、保健課は「初等中等教育局」の「保健課」として移管された。

この事は日本の文部行政が発足（明治5年）以来80年の教育の歴史を通じて、ともすれば、学校教育のうち外におかれてきた「学校衛生」が初等中等教育局という文部行政の教育という主流の中に入れられたということは、全く革命的なことであつて、「新しい学校保健」の出発として、当時学校衛生に情熱をささげてきた人たちはよろこんで張りきつたものだつた。

思えば、終戦直後の社会不安の対策として、昭和21～22年にかけて「学校給食」が発足し、新教育計画の展開として、「学校体育指導要綱」や新制中学校の教科のなかに、永い間、体育科のかげにかくれていた健康教育を「保健体育科」として改訂して明確にし、続いて高等学校にも実施して、必修教科とした。「保健」の教科書の編集検定事務が始ったのも、昭和24年のことであつた。もちろん体育局の廃止はGHQの強い主張によつたものであろうが、あながち日本人体力の弱質化を狙つたものであるまい。というのは当時、臨事措置として「保健体育審議会令」が制定されて、その内部に学校保健、学校体育、社会体育、学校給食の四分科審議会を設置して各々の連絡協調を計つたことは次のよりよき機構づくりへの準備機関でもあつたようである。

○学校保健はもともとWHOの精神を理念とした

このように中学・高等学校の保健の時間が決定されたのに従い、学校保健全般に対して、一般教師の保健の理解と向上を図る必要があるとして、司令部は米國より指導者をつれて来て、日本側教育代表を加えて委員会をつくり、「中等学校保健計画実施要領」（試案）をつくりあげて、昭和24年11月ひろく全国に伝達講習会を開催し、米人を混えて指導官を派遣した。最も重要な内容は、今までの不十分な健康観を是正して、特に“新しい健康観”の確立を「国連保健機構」（WHO）の保健憲章の主眼をもれなく採用して、綜説としそれに ①健康に適した学校環境、②健康に適した学校生活、③学校保健事業、④健康教育の四章を加えてつくられていた。しかもこの環境“行動”“主体管理”それに知的理解のための“学習”を総合的に関連連繫させることによつて、“新しい健康観”のもとに健康育成を学校教育に位置づけようとした。つづいて「小学校保健計画実施要領」（試案）も完成されて昭和26年2月に伝達された。

“公立学校に学校医を置く”という勅令が出たのが明治31年(1898)だつた。それから随分永い星霜がたつておる。学校における健康問題は主として教育の外側におかれていた学校医、学校歯科医、それに学校看護婦（養教の前身）たちの奉仕によつて支えられて来たといつてもよい。このことを単なる“名誉職”の言葉だけで翻られるものでもあるまい。この「新しい学校保健」が従来の公衆衛生の「学校衛生」とどこがどう相違しているのかなど、今更述べることはやほなことである。只厚生省所管の保健所が学校における保健管理と保健指導についての“助言—援助—協力”を教育委員会法の改定によつて、判然と申し合せ、文部省と厚生省との所管事務の接触が軌道に乗り、学校保健行政の一元化が規定されたことはまことに劃期的なことであつた。

一人一人の子どもの健康の育成保持が果たされるためには、学校保健における管理と教育の統合一体的の実践が必要で、子どもたちの現在と将来の健康が保証されるためには、特に学校長と一般教師にその責任があることを強調されたことも事実であつた。当時、新教育としての生活教育、特に子どもの自主的能力を開発するという目標よりすれば、観念的健康から実践的健康生活を身につけるように指導せねばならないとされ、そのためには、いわゆる、学級、学校、地域を通じての保健自治活動を強化するよういろいろの方法を使つて現場を指導したようであつたが、地方的に可なりの落差があるようである。幸に、わが大阪府下では、大阪府教委と各地方教委と各郡市の学校保健関係者たちは20年近くも、非常な努力と周到な指導を

つづけた。そして府下各地区に全国水準以上の学校保健活動の進展をみるようになった。特に「大阪府学校保健会」が主唱し、朝日新聞大阪本社が初めて採用した「健康優良学校」造りは、府下の学校経営のよき標準を示したことになり、その効果を挙げることとなつたが後に文部省などの採用するところとなつた。

思うに、学校保健の発展は一二の熱心な教職員があつても駄目である。全校あげて、地域をあげて理解協力するより外に学校保健の強化の方法はない。そして、教育現場の学校保健は保健技術職員を除けば他はすべて素人であつた。われわれ保健職員にしても、進みに進む現代医学の新知識の修得は研修講習の機会なしには不可能であつた。よつて学校保健関係者たちは、これを各医学関係大学に求めた。しかしこのこともあまりに臨床医学や衛生学の臭いが強く、直ちに学校における健康教育には役に立たなかつた。

○「日本学校保健会」と「日本学校保健学会」の関係

従来の学校衛生を支えて来たものは学校医たちであつたことは前にも述べた。そして新しい学校保健の発足にも有力な原動力になつたのも学校医と学校歯科医たちであり、その民間団体として「帝国学校衛生会」を結成して、目覚ましい動きを示していたのもこの人達であつた。しかし終戦と同時に一応解散されたが、昭和22年「日本連合学校歯科医会」と民主的に合体し、文部省の外郭団体として「日本学校衛生会」を組織し再発足した。そして昭和22年10月「第一回学校衛生大会」を東京に、その後各地で開催された。なくなられた西先生、お元氣な豊田、伊賀先生などはその功労者である。

新しい学校保健の理念に即して、子どもと教師を中心に、両親、更に地域社会を加えて、協調連合して、日本の子どもの心身の健康育成を企図しようというので、文部省の外郭団体として、創設されたのが現在の「財団法人日本学校保健会」である。そして各都道府県にその支部を置くことになった。もちろん、設立の主旨からいって、「学校」をもつて組織単位とされたことはもちろんである。当府においては、いち早く「大阪学校衛生振興会(府市合同)」を設立して、その「大阪府支部」を代行した。昭和26年第一回全国学校保健大会が福岡で開催された際、東京都外五大市は政令都市であることと大会の特殊性を理由として、それぞれ分離し独立した。そこで新しく若々しい「大阪府学校保健会」(私の会長時代に改称)が誕生した。こうして第二回(仙台) 第三回(高松)と全国大会は盛んになつて来た。しかもその運営にも領域別的な分科会活動もあり、また領域別問題別な分科会のもち方もあつたが、いつの場合にも学校保健の学問的な研究と学術的な指導がその裏づけとして要求されたことは当然であつた。そのために「学術専門分科会」即ち大学関係者や研究団体の指導者の分科会が必ず同時に開催されていた。

そこで、文部省関係者(特に湯浅、新井、荷見氏ら)はつとに、この分科会を独立させて学校保健の学術研究討議を目的とする学術学会をつくりたいと努力されていた。その事から当地では大阪学芸大と奈良学芸大の方々と計つて「近畿学校保健学会」をつくり、昭和29年松江大会に臨んだ。そして、ここに初めて「日本学校保健学会」の第一回総会が開催されたように記憶している。従つて「全国学校保健大会」と「日本学校保健学総会」は出来るだけ近い、隣接の地で開催することが望まれていたことはこの「日本学校保健会」の必要性から「日本学校保健学会」が誕生したという経緯からすれば当然のことであつた。

一般論的にいうならば、学校保健学会は学校教育の現場の健康問題を取りあげて、学術的に究明し、その業績の結論を教育の現場で、実践できるようにしてやるのが本来の使命ではなからうか。この頃の多くの医学会のように会員の業績発表それだけで事がすんだと考えるのは違つていると思う。それと「学校」の何かを借りて研究の手段としたり、「学校」のどこかで実験したというのみで、これが学校保健の研究だと考えてもらいたくない。只その業績がちよつとしたことにせよ、学校教育の一部として活用実践できるものにして頂かぬと価値はない。

この「学校保健会」と「学校保健学会」との関係は「公衆衛生協会」と「公衆衛生学会」との関連にもいえるのではないかと思う。現在の「保健所活動」と「学校保健活動」とは同様な立場におかれているのではないかと思つておる。ともあれ、「日本学校保健学会」は幾分、偏向傾向がないでもないが、まあその生立ちにとらわれず、更に学問的に掘りさげ、理論的に高水準の学理論を討議することにしてもよい、しかしせめても、地方学会の性格を多分にもつ「近畿学校保健学会」だけは、近畿二府四県三大市の各学校保健会の会員

を手足まといになるとして、置き去りにされぬように、願うことは教育の現場ですぐ役に立つような業績を現場会員に教授してもらいたいものである。

○「学校保健会」の構成について

この事は私ども仲間でも、どうかすると考え間違いをした向きもないでもないと思うので、ここに特に述べさせて頂く。①学校保健会の単位細胞は「学校」であること ②児童生徒および幼児も、学校園長も一般教師も養護教諭も、それに学校医、学校歯科医および学校薬剤師も更にPTAもすべて単位会員であること ③「学校」内では子どもを中心に学校保健委員会を作り活動し ④一つ一つの学校では学校長・保健主事・養護教諭を任務別学校代表となし、学校医等は职能別学校代表、PTA委員は保護者代表として選出しこの代表が集って下部組織としての「地区学校保健会」を構成する。これが郡市より府県へと大きく構築されていく。⑤それぞれの学校保健会は部会組織をもって会の運営を営んでおること。⑥学校保健会はいつの場合でも、それぞれの教育委員会と直結しておること。従って、いわゆる既成の学校医会や学校歯科医会や学校薬剤師会が学校の養護教諭会や保健主事会などと連合して、「学校保健会」が構成されると、またそうして結成されたと考えるのは、「学校保健会」発足当時の仮りの姿であった。更にもっと古い学校衛生会時代の考え方であって、新しい学校保健の理念からすれば大変な間違なのである。

そして、私たちは「日本学校保健会」の機構運営にも満足できないし、学校保健研究所の設立も唱えながら、その気配もない、癌々と自分のことには熱心な大人は日本の子どものための国立の学校保健センターを願っても耳を傾けてくれない。

お願い：ながながと、判り切ったことをくどくどと述べましたが、実は去る2月20日、大島先生が旅先の天津市で突然に重症になられ、一時天津の日赤に世話になり、やっと帰宅、幸に経過まことに良好というので、25日お見舞した際、枕もとで話し合った内容なんです。どうせ、例の二人の愚見としてお読みすて下されば幸甚です。

第13回近畿学校保健学会におけるシンポジウムの司会を引受けて

大阪学芸大学保健学教室 教授 榊 原 栄 一

来る6月19日、第13回近畿学校保健学会の行事の一つとしてシンポジウムが幹事会で採用された。半ば欠席裁判的にその司会がふりあてられ、辞退しきれなくなってお引受けしたものの、その内容の展開・規模・進行方法など一切を一任されて、正直のところどうしてよいかとまどっている始末である。指定されている内容主題は「保健学習の在り方」で、次のような分類課題に分けられている。

安全教育 — ☐ 幼稚園々児
 ☐ 小学校低学年

性 教 育 — ☐ 小学校高学年
 ☐ 中 学 校

精神衛生 — ☐ 高等学校

この分類課題によって明らかなように、それぞれの年齢段階において最もむづかしい内容領域であることがわかる。課題は個々バラバラの印象を受けるが、筋は一貫できる。すなわち、安全・性・精神の問題のよりどころは「心の健康」にその主軸があると考えからである。そこでこれらの問題を通して、心の健康の教育は「如何にあるべきか」という考え方でなくて「如何にあらねばならぬか」というように考えてゆきたい。

かといって、現実には青少年の非行・反社会化や精神異常者の増加が問題となり、また20才前後の顕性梅毒の多発化が問題化されているのである。この方面における保健教育の重要性は焦眉の問題である。われわれ教師の一人一人がこの問題は真剣に取上げなければならない。

シンポジウムをより有意義なものにするために、その内容および討論の方向などについて会員各位の御指導・助言・希望をお寄せ下さることを切望しています。

(41.3.3)

第13回近畿学校保健学会開催要項

- I 日 時 昭和41年6月19日(日)午前9時より
- II 会 場 大阪学芸大学 大阪市天王寺区南河堀町43 (環状線天王寺又は寺田町下車)
- III 特別講演 「学校保健の動向と将来への示唆」午後1時～2時半 芦屋大学教授 竹 村 一
- IV シンポジウム 「保健教育のあり方」午後2時半～5時
- V 一般講演 午前9時～12時 下記の通り行ないますのでお申込み下さい。
講演方法 講演時間8分 討論2分図表はスライド(35mm)をお願いします
申込方法 申込用紙に記入の上講演抄録(横書き800字以内、図・写真は除く)と一緒に提出して下さい。
申込締切 昭和41年4月30日必着
申 込 先 大阪市天王寺区南河堀町43
大阪学芸大学保健学教室内 第13回近畿学校保健学会事務局
TEL 771-8131 内線 239
- VI 年 会 費 200円(但し評議員は500円)
- VII 抄録集の予約 5月10日迄
- VIII 会員懇親会 特に多数御参加下さる様に計画しておりますからふるって御参加下さい。
日 時 学会当日 午後5時より
会 場 大阪学芸大学 学園ホール
参加費 500円
申 込 5月10日迄
- IX 送 金 方 法 振替口座 大阪 12658 第13回近畿学校保健学会を御利用下さい。

幹事会議事抄録

第1回幹事会 昭和41年1月29日 於大阪学芸大学会議室

・第13回近畿学校保健学会開催要項について

日時、会場、特別講演は別記の通り決定した

シンポジウムについて

主題「保健教育のあり方」

座長 大阪学芸大学教授 榊 原 栄 一

演 者

1. 幼稚園・小学校低学年を中心に安全教育の問題

大阪市立清水丘小学校長 西 本 繁 夫
大阪市立幼稚園研究会 健康部

1. 小学校高学年・中学校を中心に性教育の問題

大阪市立平野中学校 岸 堅 一

1. 中学校高等学校を中心に精神衛生の問題

京都大学保健診療所神経科 小 林 淳 鏡

・名誉会員推薦の件 伊良子光義氏・岩田正俊氏・長谷川等氏(五十音順)の三氏が推薦された。

この他御追加があれば次回幹事会迄に御推薦願います。

・懇親会開催の件 今回は特に多数の御参加を得られる様に考慮したい。

・学会運営予算の件 予算総額 480,000円 寄附金その他の収入面で全幹事の御協力を願うことになった。

学会通信第7号の経費は長谷川等氏を通じて新興出版社代表取締役曾川勝太郎氏より寄附

大島明雄氏より 10,000円寄附 近畿科学K.K.より 10,000円寄附

・近畿学校保健学会会則の件

・日本学校保健学会評議員推薦の件

・学会通信 本年度3回発行予定

以上の二項についての意見は総会迄に第13回学会事務局へ申し出る事